

債権・動産担保融資（ABL）に関する実態調査

各位

日頃から経済産業行政について、御理解・御協力をいただき、まことに有り難うございます。

さて、我が国においては、流動資産担保融資制度の創設や啓蒙活動が盛んになされていることもあり、近年、債権・動産担保融資（ABL）の利用は拡大していると思われませんが、制度の改善を求める声や利用を躊躇する声も聞かれるところではあります。

昨年度も、金融機関様には ABL に係る実態調査へのご協力をお願いしておりますが、引き続き ABL の更なる普及に向けた課題を抽出するほか、金融機関が個人保証に過度に依存しないための融資手段としての ABL の活用可能性について更に検討を深めることが求められております。今回の調査においては広く国内金融機関様における ABL の利用実態を把握しつつ、ABL に係る課題についても調査を行いたいと考えており、本アンケート調査へのご協力をお願いする次第です。

なお、本件はシンクタンクである三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社に委託して調査を実施しており、ご回答頂いたアンケート調査票は同社が回収し、データの入力及び集計を行います。ご回答頂いたアンケート調査票は本件に係る委託調査のみを目的として預託させて頂き、他の目的での利用を行うことは一切ございません。各社のご回答が特定されるような形での集計は致しませんが、集計結果については経済産業省における検討に活用させて頂く他、集計結果を含む報告書等を公表させて頂くことがあります。

平成23年11月
経済産業省経済産業政策局
産業資金課

アンケート調査票は平成23年12月14日（水）までに同封の返信用封筒にて、
三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社宛ご郵送頂ければ幸いです。

【ご返送先】

〒105-8501 東京都港区虎ノ門 5-11-2 オランダヒルズ森タワー
三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社
政策研究事業本部 産業研究室 安嶋(あじま)

【個人情報の開示・削除等のお申し出、アンケートの内容についての照会先】

◇委託調査機関:三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 政策研究事業本部
産業研究室金融グループ 担当:安嶋(あじま)、肥塚(こいづか)
電 話:03-6733-3417

【調査の主旨等についての照会先】

◇調査実施主体:経済産業省 経済産業政策局
産業資金課 担当:田上(たのうえ)、松田(まつだ)
電 話:03-3501-1676

- ご回答頂いたアンケート調査票につきましては「三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社」による集計及び本件に係る委託調査のみを目的として預託させていただきます。以下にご同意の上、ご記入下さい。
- ご回答は任意です。お預かりする個人情報は、本アンケートの分析のために利用させていただきます。ご回答内容はすべて本件に係る委託調査のみを目的として利用させていただきますので、ご回答が他に知られることはございません。
- なお三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社は十分な個人情報保護の水準を備えており、預託する個人情報については同社の個人情報保護方針及び個人情報の取扱い<<http://www.murc.jp/profile/privacy.html>>に従って取り扱われます。
- お預かりした個人情報は、集計作業等のために再預託することがございます。その際には十分な個人情報保護水準を備えた業者を選定し、契約等により保護水準を維持するよう管理します。
- お預かりしている個人情報の開示、削除等のお申し出や、このアンケート調査の内容について、その他ご質問等がございましたら、上記照会先までご連絡下さいますようお願いいたします。

0. 本調査におけるABL の範囲

本調査において、動産・債権担保融資（アセット・ベースト・レンディング、以下、「ABL」と表記）の範囲は以下とする。

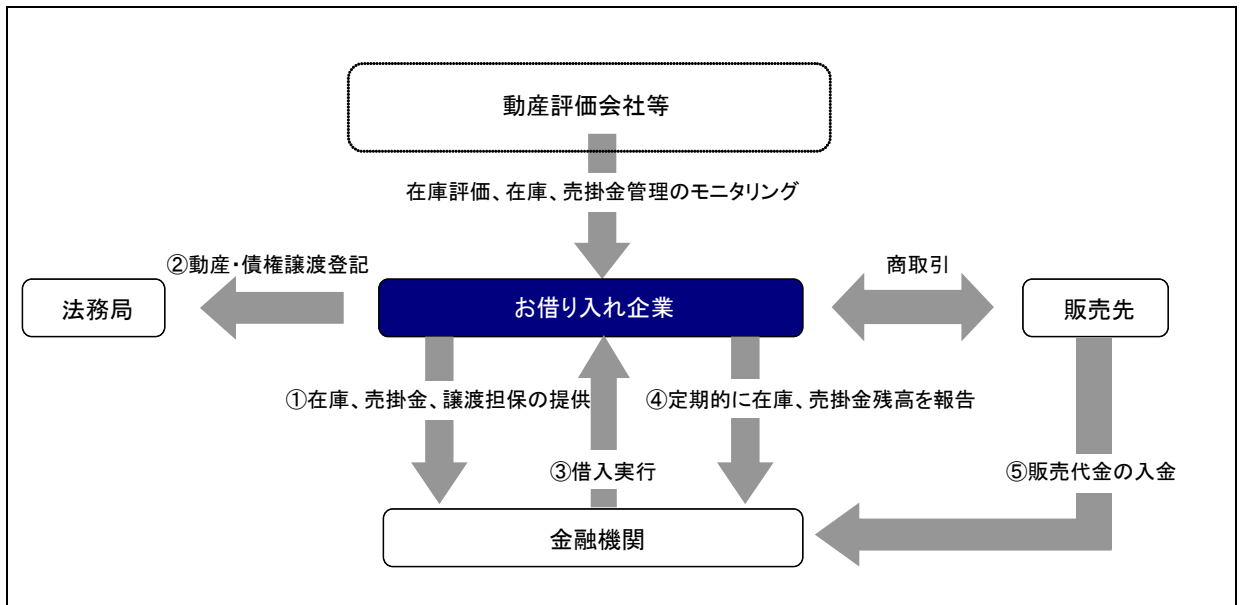
企業が保有する在庫、機械設備等の動産および売掛債権を担保とする融資

- ・リース債権、クレジット債権および割賦債権を担保とした融資を除く。
- ・残高は、貸し手と顧客との間の直接の貸出契約ベースとし、SPC、信託経由を含まない。
- ・動産・債権について、担保権設定契約を締結しているもののみを対象とするが、登記の有無に関わらず対象とする。
- ・信用保証協会による流動資産担保融資保証制度（ABL 保証）を利用した融資を含む。
- ・在庫・債権を担保とする場合には、その価値に見合った融資額（枠）を設定して、定期的なモニタリングを行っているスキームを主に指す（次ページ ア 参照）。
- ・動産の中で機械設備等を担保とする場合には、簡易評価（鑑定）のみで定期的な報告は簡略化されることもある（次ページ イ 参照）。
- ・国内での融資を対象とする。

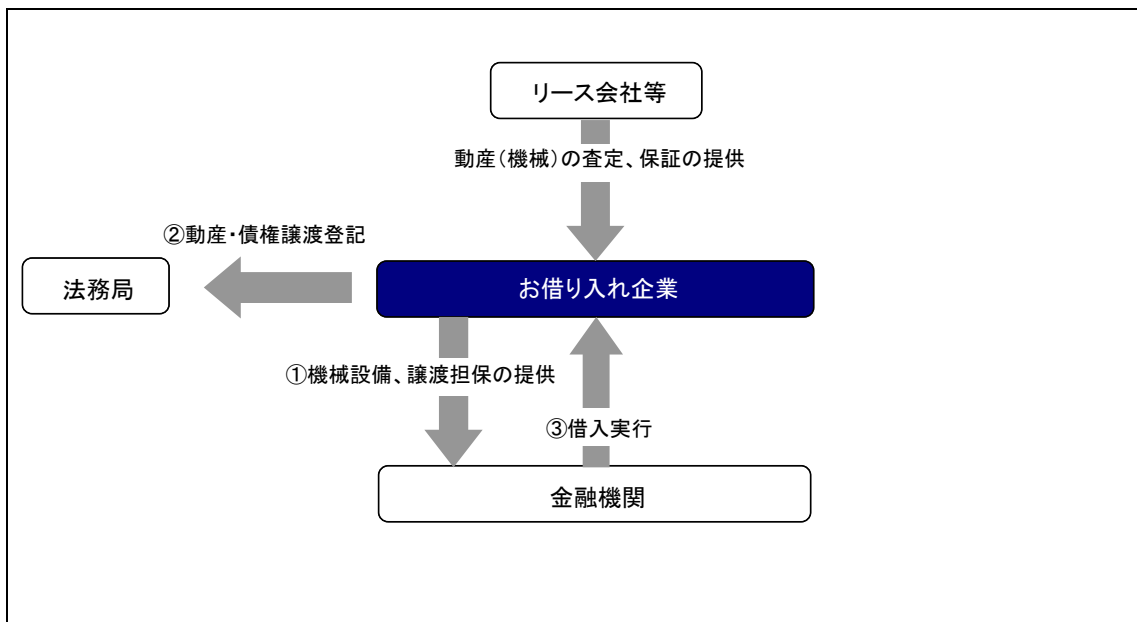
ABL で担保対象とする貸借対照表上の動産・売掛債権

| 資産の部 | 負債・純資産の部 |
|-------------------------------|--|
| 流動資産 | 流動負債 買掛金 短期借入金 未払い金 未払い法人税 |
| 現金・預金 | |
| 受取手形 | |
| 売掛金 | |
| 有価証券 | 固定負債 長期借入金 |
| 原材料 | |
| 仕掛品 商品・製品 | |
| 固定資産 | 純資産 資本金 資本剰余金 利益剰余金 自己株式 |
| 有形固定資産 | |
| 建物 | |
| 設備 機器（工具・部品） | |
| 土地 | |
| 無形固定資産 投資その他の資産 | |

ア. 在庫・債権を担保とする場合（事例図）



イ. 機械設備等を担保とする場合（事例図）



1. ABL の融資実績

Q 1. これまでに、前頁で示したようなABL として、在庫や機械設備等の動産・売掛債権を担保に融資した実績はありますか。

[1つを選択]

| | | |
|---|----------------------|-----------------|
| 1 | 平成21年度以前から融資実績がある | ⇒Q 2 へお進みください |
| 2 | 平成 22 年度中に初めて融資を実施した | ⇒Q 2 へお進みください |
| 3 | これまでに融資実績はない | ⇒Q 4 2 へお進みください |

<実績計数>

Q 2. Q 1 で「1. 融資実績がある」、「2. 初めて融資を実施した」と回答した方へお尋ねします。

平成20年度から平成22年度までの各年度中に新規に実施したABL の融資件数と融資実行額（極度枠ではない）を下記の項目ごとにお答えください。

注）「各年度中に新規に実施したABL」とは、各年度中に融資が実行されたABL案件を指します。

注）信用保証協会の流動資産担保融資保証制度（ABL 保証）を利用した融資（下記H. にて別途合計額をご回答ください）を含みます。

注）取引先が動産譲渡担保の保証を提供する提携先に担保提供し、貸し手が直接の担保権者にならないスキームの融資は除きます（Q 4 にてご回答ください）。

注）シンジケート形式の場合は、貴行（社・庫）の融資額分（テイク額）をご回答ください。

[融資を実施した項目に件数・実行額と融資残高を記入]

| | 平成20年度中に融資 を実行したABL案件 | | 平成21年度中に融資 を実行したABL案件 | | 平成22年度中に融資 を実行したABL案件 | |
|---|--------------------------|-----|--------------------------|-----|--------------------------|-----|
| | 件数 | 実行額 | 件数 | 実行額 | 件数 | 実行額 |
| A. 動産・債権担保融資 (売掛債権のみを担保と した融資も含む) | 件 | 百万円 | 件 | 百万円 | 件 | 百万円 |
| B. のうちABL保証を利用 した融資 | 件 | 百万円 | 件 | 百万円 | 件 | 百万円 |
| C. Aのうち動産のみを 担保とした融資 | 件 | 百万円 | 件 | 百万円 | 件 | 百万円 |
| D. Cのうち棚卸 資産のみを担保 とした融資 | 件 | 百万円 | 件 | 百万円 | 件 | 百万円 |
| E. Cのうち機械 設備のみを担保 とした融資 | 件 | 百万円 | 件 | 百万円 | 件 | 百万円 |
| F. Aのうち動産・売掛 債権両方とも担保と した融資 | 件 | 百万円 | 件 | 百万円 | 件 | 百万円 |
| G. Fのうち棚卸 資産と債権を担 保とした融資 | 件 | 百万円 | 件 | 百万円 | 件 | 百万円 |
| H. Fのうち機械 設備と債権を担 保とした融資 | 件 | 百万円 | 件 | 百万円 | 件 | 百万円 |

Q 3. これまでに実施したABL 融資実行案件の平成23年3月末時点の融資残高を下記の項目ごとにお答えください。

注) 信用保証協会の流動資産担保融資保証制度 (ABL 保証) を利用した融資を含みます。

注) 取引先が動産譲渡担保の保証を提供する提携先に担保提供し、貸し手が直接の担保権者にならないスキームの融資は除きます (Q 4にてご回答ください)。

注) シンジケート形式の場合は、貴行 (社・庫) の融資額分 (テイク額) をご回答ください。

[融資残高がある項目に金額を記入]

| | これまでに融資を実行したABL案件 |
|-------------------------------------|-------------------|
| | 残高 |
| A. 動産・債権担保融資 (売掛債権のみを担保とした融資も含む) | 百万円 |
| B. Aのうち動産のみを担保とした融資 | 百万円 |
| C. Bのうち棚卸資産のみを担保とした融資 | 百万円 |
| D. Bのうち機械設備のみを担保とした融資 | 百万円 |
| E. Aのうち動産・売掛債権両方とも担保とした融資 | 百万円 |
| F. Eのうち棚卸資産と債権を担保とした融資 | 百万円 |
| G. Eのうち機械設備と債権を担保とした融資 | 百万円 |

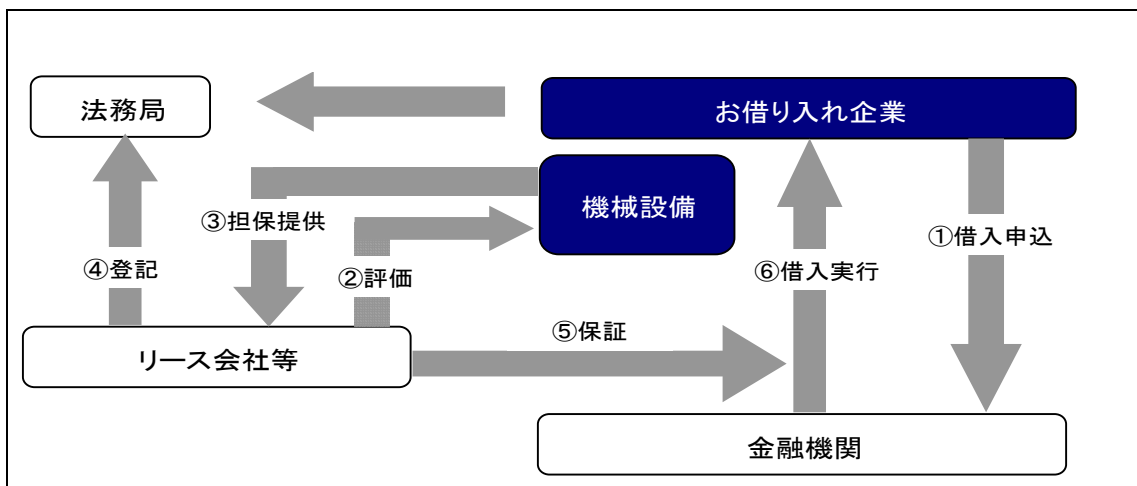
Q 4. 平成22年度中に新規に実施したABLのうち、貸し手が担保権者とならず、当該融資に対して担保権者等の保証を付けるスキームの融資件数と融資実行額（極度枠ではない）およびこれまでに実施した融資実行案件の平成23年3月末時点の融資残高をお答えください。

[件数・実行額と融資残高を記入]

| 平成22年度中に 融資を実行したABL案件 | | これまでに融資を 実行したABL案件 |
|--------------------------|-----|-----------------------|
| 件数 | 実行額 | 平成23年3月末残高 |
| 件 | 百万円 | 百万円 |
| | | |

(例) リース会社等が担保権者となり、同リース会社等が当該融資に対して保証をつけるスキームなど

機械設備を担保とするが、担保権者が貸し手以外の場合



Q 5. 平成22年度中に実施した動産を担保取得したABL 融資実行案件(Q 2 のBとEおよび動産の保証案件の合計) について、下記の対象業種ごとの融資件数をお答えください。

[対象業種ごとに件数を記入]

| 業種 | | 件数 |
|----|-------|----|
| 1 | 建設業 | 件 |
| 2 | 製造業 | 件 |
| 3 | 情報通信業 | 件 |
| 4 | 運輸業 | 件 |
| 5 | 卸売業 | 件 |
| 6 | 小売業 | 件 |
| 7 | サービス業 | 件 |
| 8 | 農業・林業 | 件 |
| 9 | 漁業 | 件 |
| 10 | その他 | 件 |

注) 対象業種は日本標準産業分類に以下のように対応する。

| 本調査の業種分類 | 日本標準産業分類 | |
|----------|--|----------------|
| | 大分類 | 中分類 |
| 建設業 | 建設業 | |
| 製造業 | 製造業 | |
| 情報通信業 | 情報通信業 | |
| 運輸業 | 運輸業/郵便業 | |
| 卸売業 | 卸売業/小売業 | 各種の卸売業 (49~54) |
| 小売業 | 卸売業/小売業 | 各種の小売業 (55~60) |
| サービス業 | 学術研究/専門・技術サービス業、宿泊業/飲食サービス業、複合サービス事業、サービス業 (他に分類されないもの)、教育/学習支援業、生活関連サービス業/娯楽業 | |
| 農業・林業 | 農業/林業 | |
| 漁業 | 漁業 | |
| その他 | 医療/福祉、不動産業/物品賃貸業、鉱業/採石業/砂利採取業、電気・ガス・熱供給・水道業公務 (他に分類されるものを除く)、金融業/保険業、分類不能の産業 | |

Q 6. 平成22年度中に実施した動産を担保取得したABL 融資実行案件(Q 2 のBとEおよび動産の保証案件の合計) について、融資先の企業区分ごとの融資件数をお答えください。

[企業区分ごとに件数を記入]

| 企業区分 | | 件数 |
|------|-------------------------------|----|
| 1 | 法定中小企業 | 件 |
| 2 | 中堅企業 (1. および3. に当てはまらないもの) | 件 |
| 3 | 大企業 (資本金10億円以上) | 件 |

注) 法定中小企業とは、業種別に以下の資本金に関する要件または(常時雇用) 従業員に関する要件のいずれかを満たすものをいいます。

- 小売業 … 資本金5,000万円以下または従業員50人以下
- サービス業 … 資本金5,000万円以下または従業員100人以下
- 卸売業 … 資本金1億円以下または従業員100人以下
- その他の業種 … 資本金3億円以下または従業員300人以下

Q 7. 平成22年度中に実施した動産を担保取得したABL 融資実行案件(Q 2 のBとEおよび動産の保証案件の合計) について、対象とした動産の種類ごとの融資件数と融資実行額をお答えください。また融資を実施した動産の種類ごとに、代表的な品名をお答えください。

[融資を実施した動産の種類ごとに件数・実行額および代表的な品名を記入]

| 動産の種類 | | 件数 | 実行額 | 代表的な品名 |
|-------|----|--------------------|-----|--------|
| 設備 | 1 | 工作機械、建設機械 | 件 | 百万円 |
| | 2 | 業務用車両 | 件 | 百万円 |
| | 3 | その他設備 | 件 | 百万円 |
| 機器 | 4 | 厨房機器 | 件 | 百万円 |
| | 5 | 医療機器 | 件 | 百万円 |
| | 6 | OA機器、什器等 | 件 | 百万円 |
| | 7 | 介護機器 | 件 | 百万円 |
| | 8 | その他の機器 | 件 | 百万円 |
| 原材料 | 9 | 鉄、非鉄、貴金属 | 件 | 百万円 |
| | 10 | 天然素材 (羊毛、繭、羽毛等) | 件 | 百万円 |
| | | 家畜 (肉用牛、豚等) | 件 | 百万円 |
| | 12 | 家畜 (生産用) | 件 | 百万円 |
| | 13 | 冷凍水産物 (マグロ、エビ等) | 件 | 百万円 |

| | | | | | |
|-----|----|--------------------|---|-----|--|
| | 14 | その他の原材料 | 件 | 百万円 | |
| 仕掛品 | 15 | | 件 | 百万円 | |
| 製品 | 16 | 衣料品 | 件 | 百万円 | |
| | 17 | ブランド品（時計、バック、化粧品等） | 件 | 百万円 | |
| | 18 | 酒類（清酒、ワイン等） | 件 | 百万円 | |
| | 19 | 食品（冷凍食品、加工食品等） | 件 | 百万円 | |
| | 20 | 家電 | 件 | 百万円 | |
| | 21 | D I Y用品 | 件 | 百万円 | |
| | 22 | 自動車 | 件 | 百万円 | |
| | 23 | 楽器 | 件 | 百万円 | |
| | 24 | その他の製品 | 件 | 百万円 | |

注) 一つの案件について1~24までの項目に重複して該当することがあります。

Q 8. 平成22年度中に実施した動産を担保取得したABL 融資実行案件（Q 2 のBとEおよび動産の保証案件の合計）について、対象とした動産担保の特定方式ごとの融資件数と融資実行額をお答えください。

[特定方式ごとに件数・実行額を記入]

| 担保の特定方式 | | 件数 | 実行額 |
|---------|---------|----|-----|
| 1 | 特定動産 | 件 | 百万円 |
| 2 | 流動集合物動産 | 件 | 百万円 |

Q 9. 平成22年度中に実施した動産を担保取得したABL 融資実行案件（Q 2 のBとEおよび動産の保証案件の合計）の融資手法ごとの件数と融資実行額をお答えください。

[融資手法ごとに件数・実行額を記入]

| 融資手法 | | 件数 | 実行額 |
|------|-------|----|-----|
| 1 | 極度額貸付 | 件 | 百万円 |
| 2 | 個別貸付 | 件 | 百万円 |

Q 1 0. 平成22年度中に実施した動産を担保取得したABL 融資実行案件(Q 2 のBとEおよび動産の保証案件の合計) の資金使途ごとの件数と融資実行額をお答えください。

[資金使途ごとに件数・実行額を記入]

| 資金使途 | | 件数 | 実行額 |
|------|----------|----|-----|
| 1 | 設備資金 | 件 | 百万円 |
| 2 | 季節性の運転資金 | 件 | 百万円 |
| 3 | その他の運転資金 | 件 | 百万円 |
| 4 | 借換え資金 | 件 | 百万円 |
| 5 | その他() | 件 | 百万円 |

Q 1 1. 平成22年度中に実施した動産を担保取得したABL 融資実行案件(Q 2 のBとEおよび動産の保証案件の合計) の融資期間ごとの件数と融資実行額をお答えください。

[融資期間ごとに件数・実行額を記入]

| 融資期間 | | 件数 | 実行額 |
|------|----------|----|-----|
| 1 | 1年未満 | 件 | 百万円 |
| 2 | 1年以上5年未満 | 件 | 百万円 |
| 3 | 5年以上 | 件 | 百万円 |

Q 1 2. 平成22年度中に実施した動産を担保取得したABL 融資実行案件(Q 2 のBとEおよび動産の保証案件の合計) について、動産譲渡の第三者対抗要件具備の方法ごとの融資件数と融資実行額をお答えください。

[第三者対抗要件具備の方法ごとに件数・実行額を記入]

| 第三者対抗要件具備の方法 | | 件数 | 実行額 |
|--------------|----------------------|----|-----|
| 1 | 動産譲渡登記のみ | 件 | 百万円 |
| 2 | 占有改定のみ | 件 | 百万円 |
| 3 | 動産譲渡登記と占有改定の併用 | 件 | 百万円 |
| 4 | 所有権留保設定 | 件 | 百万円 |
| 5 | 個別法に基づく抵当権設定 | | |
| | 自動車抵当法に基づく自動車の抵当権 | 件 | 百万円 |
| | 登記船舶(船舶法)の抵当権 | 件 | 百万円 |
| | 農業動産信用法に基づく農業用動産の抵当権 | 件 | 百万円 |
| | 工場(財団)抵当権 | 件 | 百万円 |
| | その他() | 件 | 百万円 |

注) 占有改定とは、担保物件を借り手の手元に残したまま所有権を担保権者(貸し手等)に移転することをいう。通常はプレート等で所有権の明示をする(明認する。)

注) 平成16年に「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」が施行

された。当該法律により、動産譲渡について登記によって第三者対抗要件を取得することができるようになった。

<融資先の傾向>

Q 1 3. これまでABL を実施した取引先企業の信用状況について、債務者区分をご回答ください。金融機関の方は、資産査定もしくはそれに対応する内部格付を踏まえてご回答ください。その他の貸し手の方は、金融機関との対比で自社が設定している基準に基づいてご回答ください。

[複数選択]

| | |
|---|------------------------|
| 1 | 債務者区分でおおむね正常先に相当する企業 |
| 2 | 債務者区分でおおむね要注意先に相当する企業 |
| 3 | 債務者区分でおおむね破綻懸念先に相当する企業 |
| 4 | その他 () |

Q 1 4. これまでABL を実施した全ての案件を対象とした場合、ABL実施時点における貸付先の借入状況について、以下から該当するものをお答え下さい。

[1つ選択]

| | |
|---|--|
| 1 | ABL以外の「従来型の担保・保証・信用による貸付」の余地が不十分だった事例の方が多い |
| 2 | ABL以外の「従来型の担保・保証・信用による貸付」の余地が充分にあった事例の方が多い |
| 3 | 事例数としてはほぼ同数程度 |

Q 1 5. 平成22年度にABL を実施した案件を対象を限定した場合、ABL実施時点における貸付先の借入状況について、以下から該当するものをお答え下さい。

[1つ選択]

| | |
|---|--|
| 1 | ABL以外の「従来型の担保・保証・信用による貸付」の余地が不十分だった事例の方が多い |
| 2 | ABL以外の「従来型の担保・保証・信用による貸付」の余地が充分にあった事例の方が多い |
| 3 | 事例数としてはほぼ同数程度 |

<返済状況>

Q 1 6. 今まで実施したABL案件のうち、融資の完済を受けた件数と、融資が継続している件数をお答え下さい。

[該当項目に件数を記入]

| | | | |
|---|--|---|--------|
| 1 | 融資（満額）の返済を受けた件数 | 件 | ⇒Q 1 8 |
| 2 | 融資した金額のうち、一部（又は全部）を回収不能として処理して、融資を終了した件数 | 件 | ⇒Q 2 0 |
| 3 | 融資を継続している件数 | 件 | ⇒Q 2 1 |

Q 1 7. Q 1 6で「1. 満額の返済を受けた」に件数を計上した方にお尋ねします。当初の約定通りのスケジュールで完済を受けた件数、当初の約定とは異なるスケジュールで完済を受けた件数をお答え下さい。

[該当項目に件数を記入]

| | | |
|---|---------------------------|---|
| 1 | 当初の約定通りの返済スケジュールで完済を受けた件数 | 件 |
| 2 | 当初の約定よりも早期に完済を受けた件数 | 件 |
| 3 | 当初の約定よりも遅れて完済を受けた件数 | 件 |
| 4 | 約定返済条件がつけられていなかった件数 | 件 |

Q 1 8. Q 1 7で「2. 早期に完済を受けた」に件数を計上した方にお尋ねします。当初の約定よりも早期に完済を受けた案件について、返済の資金源別にみた件数をお答え下さい。

[該当項目に件数を記入]

| | | | |
|---|-------------------|----------------|---|
| | 自行（庫・社）によるリファイナンス | | |
| 1 | | 新たなABLによる融資 | 件 |
| 2 | | 不動産等伝統的担保による融資 | 件 |
| 3 | | （優良）保証付融資 | 件 |
| 4 | | 無担保融資 | 件 |
| 5 | 他行（庫・社）からのリファイナンス | | 件 |
| 6 | 債務者を買収した他社の資金 | | 件 |
| 7 | 債務者の自己資金（事業の好況等） | | 件 |
| 8 | その他（ ） | | 件 |

注）一つの案件について1～8までの項目に重複して該当することがあります。

Q19. Q16で「2.一部（又は全部）を回収不能として処理」に件数を計上した方にお尋ねします。特徴的な事例（担保処分による回収が特にうまくいったケース、不調に終わったケース等、最大3件）を任意に取り上げて、以下の項目についてお答え下さい。

[各項目について当てはまるものを1つ選択]

| 事例1 | | |
|-----|------------|--|
| 1 | 債務者の状態 | A. 破産 B. 民事再生 C. 会社更生 D. 私的整理(再建型) E. 私的整理(精算型) F. その他() |
| 2 | 担保処分による回収率 | A. 0～30% B. 30～50% C. 50～70% D. 70%以上 |
| 3 | 担保物件の処分方法 | A. 債務者が実施する閉店セール等による任意売却 B. 債務者によるスポンサー等への一括売却 C. 債務者から任意の引渡しを受けて担保権者が売却 D. 担保権者が法的手段により物件を占有して売却 E. 担保物件を処分しなかった F. その他() |

| 事例2 | | |
|-----|------------|--|
| 1 | 債務者の状態 | A. 破産 B. 民事再生 C. 会社更生 D. 私的整理(再建型) E. 私的整理(精算型) F. その他() |
| 2 | 担保処分による回収率 | A. 0～30% B. 30～50% C. 50～70% D. 70%以上 |
| 3 | 担保物件の処分方法 | A. 債務者が実施する閉店セール等による任意売却 B. 債務者によるスポンサー等への一括売却 C. 債務者から任意の引渡しを受けて担保権者が売却 D. 担保権者が法的手段により物件を占有して売却 E. 担保物件を処分しなかった F. その他() |

| 事例3 | | |
|-----|------------|--|
| 1 | 債務者の状態 | A. 破産 B. 民事再生 C. 会社更生 D. 私的整理(再建型) E. 私的整理(精算型) F. その他() |
| 2 | 担保処分による回収率 | A. 0～30% B. 30～50% C. 50～70% D. 70%以上 |
| 3 | 担保物件の処分方法 | A. 債務者が実施する閉店セール等による任意売却 B. 債務者によるスポンサー等への一括売却 C. 債務者から任意の引渡しを受けて担保権者が売却 D. 担保権者が法的手段により物件を占有して売却 E. 担保物件を処分しなかった F. その他() |

Q 2 0. Q 1 6 で「3. 融資を継続している」に件数を計上した方にお尋ねします。当初の約定通りのスケジュールで返済を受けている件数、当初の約定とは異なるスケジュールで返済を受けている件数をお答え下さい。

[該当項目に件数を記入]

| | | |
|---|-----------------------------|---|
| 1 | 当初の約定通りの返済スケジュールで返済を受けている件数 | 件 |
| 2 | 当初の約定よりも早期に返済を受けている件数 | 件 |
| 3 | 当初の約定よりも遅れて返済を受けている件数 | 件 |
| 4 | 約定返済条件がつけられていない件数 | 件 |

⇒Q 2 1 へお進みください

2. 業務プロセスごとの問題意識・悩み

< 案件発掘 >

Q 2 1. Q 1 で「1. 融資実績がある」、「2. 初めて融資を実施した」と回答した方へお尋ねします。貴行（庫、社）では ABL 案件発掘時にどのような点が課題だと考えていますか。

[複数を選択]

| | |
|----|---------------------------------|
| 1 | 物件の担保としての適性について判断ができないこと |
| 2 | 売掛金・買掛金のサイト等、融資対象先の商流が確認できないこと |
| 3 | ABLの融資対象先企業を絞り込めていないこと |
| 4 | ABLに対する企業の認知度が低いこと |
| 5 | 取引先の在庫などの資産の管理状態について把握ができていないこと |
| 6 | 単独でABLに取り組むのはリスクが大きいこと |
| 7 | ABLを推進する体制を構築できていないこと |
| 8 | ABL実施の手続き方法が自行（庫・社）内で定まっていないこと |
| 9 | 支店の担当者が理解できないこと |
| 10 | その他（ ） |
| 11 | 特に課題はない |

Q 2 2. 貴行（庫、社）で提供実績があるスキームによる ABL 案件をさらに幅広い取引先に普及させることを想定した場合に、現状の融資条件のうちでユーザーニーズとの乖離が特に大きいと考えられる点をご回答下さい。

[複数を選択]

| | |
|---|------------|
| 1 | 融資期間 |
| 2 | 金利 |
| 3 | 返済方法 |
| 4 | その他（ ） |
| 5 | 特に大きな乖離はない |

[具体的な乖離内容や乖離を解消できない理由等を自由に記入]

<動産担保評価業務>

Q 2 3. 貴行（庫、社）が通常実施する動産担保評価方法をお答えください。

[複数を選択]

| | |
|---|--------------------------------|
| 1 | 直近決算書での帳簿価額評価 |
| 2 | 通常の市場価格を用いた時価評価 |
| 3 | 取引先が倒産後、時間をかけて処分をすることを想定した時価評価 |
| 4 | 取引先が倒産後、強制的に処分をすることを想定した時価評価 |
| 5 | その他（ ） |

Q 2 4. 動産の担保価値算定に際して、外部評価会社を利用したことがありますか。

[1つを選択]

| | | |
|---|-------------------------|----------------|
| 1 | 利用したことがある | ⇒Q 2 6へお進みください |
| 2 | 利用の検討をしているが、まだ利用したことはない | ⇒Q 2 7へお進みください |
| 3 | 利用するつもりはない | ⇒Q 2 8へお進みください |

Q 2 5. Q 2 4で「1.利用したことがある」と回答した方へ伺います。動産の担保価値算定に際して、外部評価会社をどのように利用しますか。

[1つを選択]

| | |
|---|--|
| 1 | 特定の1社を利用している |
| 2 | 複数社を利用しているが、基本的に1案件につき1社の外部評価会社を利用している |
| 3 | 1案件で複数の外部評価会社を利用している |
| 4 | その他（ ） |

Q 2 6. Q 2 4で「1.利用したことがある」、「2.まだ利用したことはない」と回答した方へ伺います。動産の担保価値算定に際して、どのような場合に外部評価会社を利用しますか。

[複数選択]

| | |
|---|----------------------|
| 1 | 動産を担保取得する場合は全て |
| 2 | 在庫品を担保取得する場合 |
| 3 | 機械設備を担保取得する場合 |
| 4 | ある一定の融資額の場合 |
| 5 | 行内で評価が困難な動産を担保取得する場合 |
| 6 | その他（ ） |

Q 2 7. 動産の担保価値を評価する際の課題についてお答えください。

[複数を選択]

| | |
|---|--------------------------------|
| 1 | 業界で一般的な評価の手法・プロセスが確立されていない |
| 2 | 行内で評価する体制・ノウハウが確立されていない |
| 3 | 評価業務に時間がかかりすぎる |
| 4 | 外部評価会社の評価結果について、合理性・妥当性を判断できない |
| 5 | 外部評価会社の費用が高いこと |
| 6 | 外部評価会社を使用したいが、問い合わせ先が分からないこと |
| 7 | その他 () |

Q 2 8. 銀行・信用金庫・信用組合等金融検査マニュアルに則って自己査定を行う方にお伺いします。貴行（庫、社）では、ABL による動産担保は、自己査定を行う上でどのような取り扱いとされていますか。

[複数を選択]

| | |
|---|------------------------|
| 1 | (優良) 保証として取り扱っている |
| 2 | 一般担保 (価値あり) として取り扱っている |
| 3 | 添え担保 (価値なし) として取り扱っている |

Q 2 9. Q 2 8 で「3. 添え担保 (価値なし) として取り扱っている」と回答した方にお伺いします。ABL による動産担保評価を自己査定以外の面でどのように用いていますか。

| | |
|---|---------------------|
| 1 | 自己査定結果を補強する材料に用いている |
| 2 | 利用していない |
| 3 | その他 () |

Q 3 0. ABLによる動産担保を「一般担保として取り扱う」と判断するための要件として、貴行（庫、社）の現状をふまえて充足するのが困難な課題をご回答下さい。

[複数を選択]

| | |
|---|---------------------------------------|
| 1 | 対抗要件を適切に具備すること |
| 2 | 数量および品質等を継続的にモニタリングすること |
| 3 | 客観性・合理性のある方法による評価を実際に実施 (外部から取得) すること |
| 4 | 適切な換価手段を確保すること |
| 5 | 担保の性質に応じて実行時の適切な手続きをあらかじめ確立しておくこと |
| 6 | その他 () |
| 7 | 課題は存在していない |

<管理・モニタリング業務>

Q 3 1. ABL の管理・モニタリング業務は、実際にどこが担当しているかお答えください。

[複数を選択]

| | |
|---|-------------------------|
| 1 | 本部 |
| 2 | 支店 |
| 3 | 関連会社 |
| 4 | 管理・モニタリングサービスを提供する外部事業者 |
| 5 | その他 () |

Q 3 2. 動産や売掛債権といった担保について、管理・モニタリングを外部委託したことがありますか。

[1つを選択]

| | | |
|---|-----------------------|----------------|
| 1 | 外部委託したことがある | ⇒Q 3 3へお進みください |
| 2 | 検討しているが、まだ外部委託したことはない | ⇒Q 3 4へお進みください |
| 3 | 外部委託するつもりはない | ⇒Q 3 4へお進みください |

Q 3 3. Q 3 2で「1. 外部委託したことがある」と回答した方へお伺いします。動産の管理・モニタリングに際して、どのような場合に外部の管理・モニタリング会社を利用しますか。

[複数を選択]

| | |
|---|----------------------|
| 1 | 動産を担保取得する場合は全て |
| 2 | 在庫品を担保取得する場合 |
| 3 | 機械設備を担保取得する場合 |
| 4 | ある一定の融資額の場合 |
| 5 | 行内で評価が困難な動産を担保取得する場合 |
| 6 | その他 () |

Q 3 4. ABL の管理・モニタリングに関する課題についてお答えください。

[複数を選択]

| | |
|---|--------------------------------|
| 1 | 業界で一般的な管理の手法・プロセスが確立されていない |
| 2 | 行内の体制・ノウハウが確立されていない |
| 3 | 管理業務に時間・手間がかかりすぎる |
| 4 | 外部モニタリング会社との連携がうまくいかない |
| 5 | 外部モニタリング会社の費用が高い |
| 6 | 外部モニタリング会社を活用したいが、問い合わせ先がわからない |
| 7 | その他 () |

<保全・換価・処分>

Q 3 5. 今まで実施したABL 案件のうち、取引先が平成22年度中に倒産した件数をお答えください。

[件数を記入]

| 倒産した件数 | |
|--------|---|
| | 件 |

注) 本調査では、倒産の定義を以下のとおりとします。

- (ア) 銀行取引停止処分を受ける (手形不渡りなど)
- (イ) 私的整理をおこなう
- (ウ) 裁判所に会社更生法の適用を申請する
- (エ) 裁判所に民事再生法の適用を申請する
- (オ) 裁判所に破産を申請する
- (カ) 裁判所に特別清算を申請する

Q 3 6. 今まで実施したABL 案件のうち、実際に譲渡担保権を実行した (担保物件の換価処分など) 件数についてお答えください。

[件数を記入]

| | | |
|---|-------------------------|---|
| 1 | 倒産時の物件の換価処分を実施したことがある | 件 |
| 2 | 平常時に過剰在庫の処分などを実施したことがある | 件 |
| 3 | 処分はしていないが、仮処分等の保全を実行した | 件 |
| 4 | 実施したことがない | |

Q 3 7. Q 3 6で「3. 仮処分等を実行した」に件数を計上した方にお尋ねします。保全をおこなった結果についてお答えください。

[複数選択]

| | |
|---|-------------------------------------|
| 1 | 仮処分 (占有移転禁止の仮処分等) を行ったが、不法行為により散逸した |
| 2 | 仮処分等の法的な保全手続きをとるのが遅れて一部散逸した |
| 3 | 仮処分等を行わず、散逸した |
| 4 | 他の競合した権利 (動産先取り特権など) に、結果的に劣後していた |

Q38. Q37で「4.劣後していた」を選択した方にお尋ねします。下記のどの権利に劣後していましたか。

[複数選択]

| | |
|----|---|
| 1 | 他の譲渡担保権 |
| 2 | 譲渡担保権設定者(債務者) から対象資産の譲渡を受けた第三者 |
| 3 | 抵当権 |
| 4 | 質権 |
| 5 | 民事留置権 |
| 6 | 商事留置権 |
| 7 | 動産先取特権 |
| 8 | 工場抵当、工場財団抵当 |
| 9 | その他特別法による財団抵当 (鉄道財団抵当/鉱業財団抵当/観光施設財団抵当. etc) |
| 10 | 所有権留保 |
| 11 | 委託販売・消化仕入 |
| 12 | 国税徴収法 |
| 13 | 一般債権者による差押え |

Q39. 動産譲渡登記制度に関して、改善が望まれる課題はありますか。該当するものがあれば全て選択して下さい。

[複数を選択]

| | |
|---|--------------------------------|
| 1 | 動産譲渡登記が第三者対抗要件として占有改定に優先されないこと |
| 2 | 変更登記がないこと |
| 3 | 取り扱い法務局が少ないこと |
| 4 | 経験豊富な司法書士が少ないこと |
| 5 | 譲渡人として個人事業主が対象でないこと |
| 6 | 登記期間が短いこと |
| 7 | その他 () |

Q 4 0. 動産の換価処分に際して、処分会社を利用したことがありますか。

[1つを選択]

| | |
|---|-------------------------------------|
| 1 | すでに利用したことがある |
| 2 | 利用を検討しているが、まだ実績はない |
| 3 | 融資先の協力を得て処分するので（既存顧客などに）、利用するつもりはない |

Q 4 1. 担保物件の換価処分に関する課題についてお答えください。

[複数選択]

| | |
|----|--|
| 1 | 取引先が処分先の紹介や処分への協力が不十分である |
| 2 | 取引先が勝手に処分をしてしまう可能性が高く、事前に止めることが困難 |
| 3 | 処分業務のプロセスが確立されていない |
| 4 | 適切な処分業者を見つけるのが困難 |
| 5 | 処分に時間を要する |
| 6 | 処分価額が低すぎる |
| 7 | 処分に要するコストが大きい |
| 8 | 優越的地位の乱用などで自行（庫、社）の評判が悪化しかねない |
| 9 | 換価処分により取引先の風評悪化を招いたり、破綻の引き金となる恐れがある |
| 10 | 商取引において、仕入れ業者や取引先との間の売買契約等に所有権留保条項などが存在し、譲渡担保権を実行しても回収見込み額の不確実性が高い |
| 11 | 民事再生法の担保権実行手続きの中止命令や会社更生法により譲渡担保権を行使できなくなる可能性がある |
| 12 | 事前に把握できなかった占有改定（例えば、二重譲渡担保の設定）により、譲渡担保権を行使できなくなる |
| 13 | 動産の即時取得により、譲渡担保権を行使できなくなる |
| 14 | その他（ ） |
| 15 | 課題はない |

⇒Q 4 2へお進みください

3. ABL の実施方針・体制

<方針>

Q 4 2. Q 1 の回答（融資実績の有無）を問わずお答えください。平成23年度のABL の目標件数と目標実行額を設定していますか。また、それぞれを設定している場合は、平成23年度のABL の目標件数・目標実行額をお答えください。

[1つを選択、設定している場合は目標件数および目標額を記入]

| 融資スキーム | | 目標件数 | 目標額 |
|--------|--------------|------|-----|
| 1 | 目標件数を設定している | 件 | 百万円 |
| 2 | 目標件数を設定していない | | |

Q 4 3. 今後のABL の実施方針についてご回答ください。

[1つを選択]

| | | |
|---|-----------------------|-----------------|
| 1 | ABLの取り組みを強化する | ⇒Q 4 4 へお進みください |
| 2 | 【ABL実施実績あり】現状を維持する | ⇒Q 4 4 へお進みください |
| 3 | 【ABL実施実績なし】参入を予定していない | ⇒Q 4 5 へお進みください |
| 4 | ABLの取組みは縮小する | ⇒Q 4 5 へお進みください |

Q 4 4. Q 4 3 で「1. 取り組みを強化する」、「2. 現状を維持する」と回答した方へお尋ねします。そのような方針をとる理由についてご回答ください。

[複数を選択]

| | |
|---|---------------------------|
| 1 | 取引先の取引状況をモニタリングできるから |
| 2 | 信用力の低い取引先への取引拡充ができるから |
| 3 | 融資枠を事業の状況に合わせて機動的に調整できるから |
| 4 | 担保種類を増やし担保の集中リスクを緩和できるから |
| 5 | 保全により損失を軽減できるから |
| 6 | 取引先のニーズにあった融資スキームだから |
| 7 | 取引先にABLで融資を受けたいという要望があるから |
| 8 | ABL市場が拡大しているから |
| 9 | その他 () |

⇒Q 4 6 へお進みください

Q 4 5. Q 4 3で「3. 参入を予定していない」、「4. 取組みは縮小する」と回答した方へお尋ねします。そのような方針をとっている理由について回答してください。

[複数選択]

| | |
|----|------------------------------------|
| 1 | ABLの融資の対象となりうる取引先をみつけることが困難 |
| 2 | 取引先が実施したことがないから |
| 3 | 評価の為にコストがかかりすぎるから |
| 4 | 客観的・合理的な評価を得ることが困難だから |
| 5 | 譲渡担保と競合する権利関係が不透明だから |
| 6 | 登記や契約の手続きが面倒だから |
| 7 | 担保物件のモニタリングに手間がかかるから |
| 8 | 社内に評価やモニタリングに係るノウハウがないから |
| 9 | ABLの推進に当たり、人員を割く余裕がないから |
| 10 | 取引先のガバナンス能力が不安だから |
| 11 | 担保物件を処分する際に取引先の協力がえられるか不安だから |
| 12 | 担保物件のモニタリングに手間がかかるから処分ルートが確保できないから |
| 13 | 担保物件が散逸してしまうリスクが大きいから |
| 14 | 担保物件を換価する場合のリーガルリスクが不安だから |
| 15 | ABLについて参考となる情報が少ないから |
| 16 | ABL市場が小さいから |
| 17 | 社内規定上取り組みが困難であるから |
| 18 | その他 () |

<推進体制>

Q 4 6. Q 1の回答（融資実績の有無）を問わずお答えください。貴社（庫・社）には、ABLの実行を検討する際に準拠すべき特別な明文規程（取扱マニュアル等）はありますか。

[1つを選択]

| | |
|---|------------|
| 1 | ある |
| 2 | ない |
| 3 | 検討中・作成中である |

